

漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針

令和2年7月に県内の内水面漁業協同組合（以下、「内水面漁協」という）の組合長が、県発注の公共工事を巡り受注者への協力金等の恐喝容疑で逮捕された事件を受けて、平成11年度に農林水産部と県土整備部で定めた「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針」を見直し、新たな基本方針を以下のとおり定めます。

1 協力金の廃止

濁水による漁業被害については、工事着手前にはその把握が困難なことから事前の補償は行わないことを再確認し、以下のように取り扱うこととします。

- ① 県発注公共工事の施工に伴い、内水面漁協から受注者へ金品を要求することを全面禁止します。
- ② 県発注公共工事の施工期間（工事契約時から工事完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、受注者と内水面漁協における金品授受を全面禁止します。

2 県発注公共工事^(※)における取組

河川は公共用物であるとの認識のもと、工事より生じる濁水などが河川に影響を及ぼす恐れがある場合には、以下の取組を行います。

- ① 内水面漁協への工事概要、施工方法、現場管理等の工事説明、工事実施時期の調整は発注者が行います。説明内容や調整内容は発注者と受注者で共有します。
- ② 濁水防止対策として地域にあった適正な仮設工法を採用し、受注者に施工させます。
- ③ 井堰の新改築など見直しに際しては、各河川の魚道等の設置に努めます。

※県発注公共工事とは、県土整備部、農林水産部、企業庁等 県が発注する全ての公共工事をさします。

3 工場、事業場の排水に係る県の取組

水質汚濁防止法、三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、排水の規制を行うものとし、また、工場、事業場に対し自主管理を徹底するよう指導します。

4 内水面漁協に対する県の指導

法律に基づく正当な権利の保護と団体の運営を図るため、以下の取組を行います。

- ① 内水面漁協に、漁業法に基づく漁業権管理者として、漁業権魚種の増殖とその管理業務を遂行するよう指導します。
- ② 内水面漁協に、水産業協同組合法に基づく指導及び検査等を通じて、コンプライアンス意識を高く持った適正な漁協運営をするよう指導します。

5 濁水漁業被害相談窓口の設置

県発注公共工事の施工に伴う濁水漁業被害について、相談窓口の設置により権利に基づかない要求を排除し、漁業権に基づく正当な権利主張を促すことで、事後の漁業補償など原因者による迅速な解決を図ります。

- ① 濁水漁業被害相談窓口本部：農林水産部水産資源管理課
- ② 濁水漁業被害現地相談窓口：各農林水産事務所水産室

6 不当要求等への体制の構築

県発注公共工事の受注者に対する不当要求等への対応を強化するために、発注者側の体制を構築するとともに、警察等と連携して協議会を設置し、不当要求等の根絶に取り組みます。

- ① 不当要求等に対する発注者側の体制の構築
受注者からの報告（相談）窓口を発注機関の副所長等に定めるとともに、関係部所が連携し、一体となって対応する体制を構築します。
- ② 警察等と連携した協議会の設置
警察等と連携した協議会を設置し、不当要求等の事例や具体的な対応方法を共有することで、不当要求等の根絶に取り組みます。

7 新たな基本方針の定期的な検証

基本方針は20年以上経過し、発注者側の認識が低下していたことや、組織の見直しがあったにもかかわらず、見直しがなされていなかったことを教訓とし、新たな基本方針については、農林水産部と県土整備部において毎年検証し、継続運用に向け取り組んでいきます。

附則

（施行期日）

この基本方針は、令和3年9月8日から施行する。